

# 防衛生産基盤強化法 に基づく施策等について



防衛装備庁  
装備政策課

# 目次

I	防衛生産基盤強化法の概要	3
II	基盤強化の措置	5
	1. サプライチェーン強靱化	11
	2. 製造工程効率化	13
	3. サイバーセキュリティ強化	15
	4. 事業承継等	17
III	装備移転円滑化措置	18
IV	製造施設等の国による保有	20
V	サプライチェーン調査	24
VI	資金の貸付け	26
VII	装備品等契約における秘密の保全措置	28

# I 防衛生産基盤強化法の概要

# I 防衛生産基盤強化法の概要

## 防衛産業の位置付け明確化

(第1条・第3条)

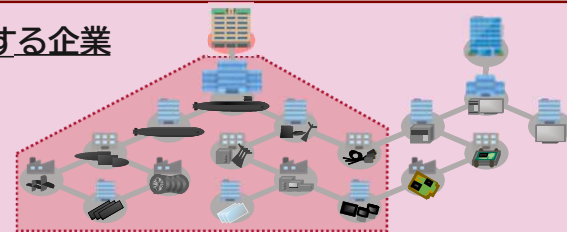
- ・ 装備品等の開発及び生産のための**基盤を強化**することが**一層重要**となっていることを**明確化**
- ・ 防衛大臣が**基盤の強化に関する基本方針**を定め、公表

## サプライチェーン調査

(第8条)

対象: 任務に不可欠な装備品を製造する企業

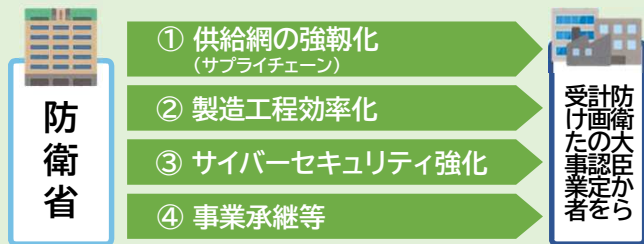
- ・ 調査により、防衛省が**サプライチェーンリスク**を直接把握
  - ・ 企業は防衛省の調査に対して**回答の努力義務**
- ⇒調査の結果を以下の措置にも活用し、**基盤の強化**を図る



## 基盤強化の措置

(第4条～第7条)

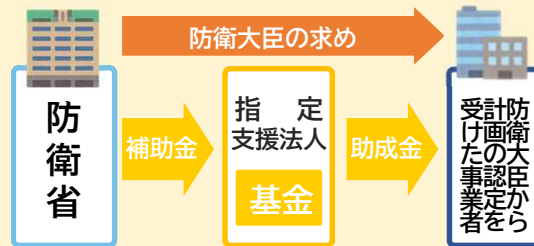
- ・ 対象: 任務に不可欠な装備品を製造する企業
  - ・ 防衛装備品等の製造に資する企業の取組について、サプライヤーも含め、**経費を直接的に支払**
- ⇒**様々なリスク**への対応や**防衛生産基盤の維持・強化**



## 装備移転円滑化措置

(第9条～第25条)

- ・ 対象: 装備移転を行う企業
- ・ 装備品等の**仕様・性能等を変更する費用**に対する**助成金**の交付



## 資金の貸付け

(第26条)

- ・ 対象: 装備品等を製造する企業



## 製造施設等の国による保有

(第29条～第33条)

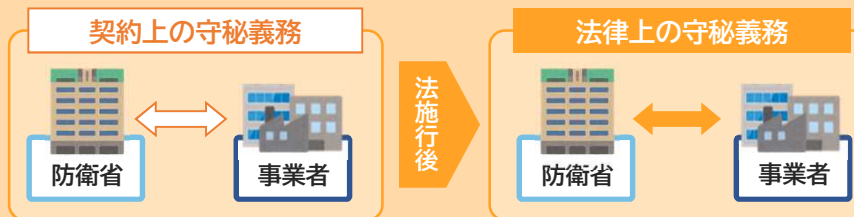
- ・ 対象: 任務に不可欠な装備品を製造する企業
  - ・ 上記の措置を講じてもなお、他に手段がない場合、**国自身が製造施設等を保有し、企業に管理・運営させる**ことが可能
- ⇒**企業の固定費負担等の軽減**を図りつつ、**国内基盤を維持**



## 装備品等契約における秘密の保全措置

(第27条・第28条)

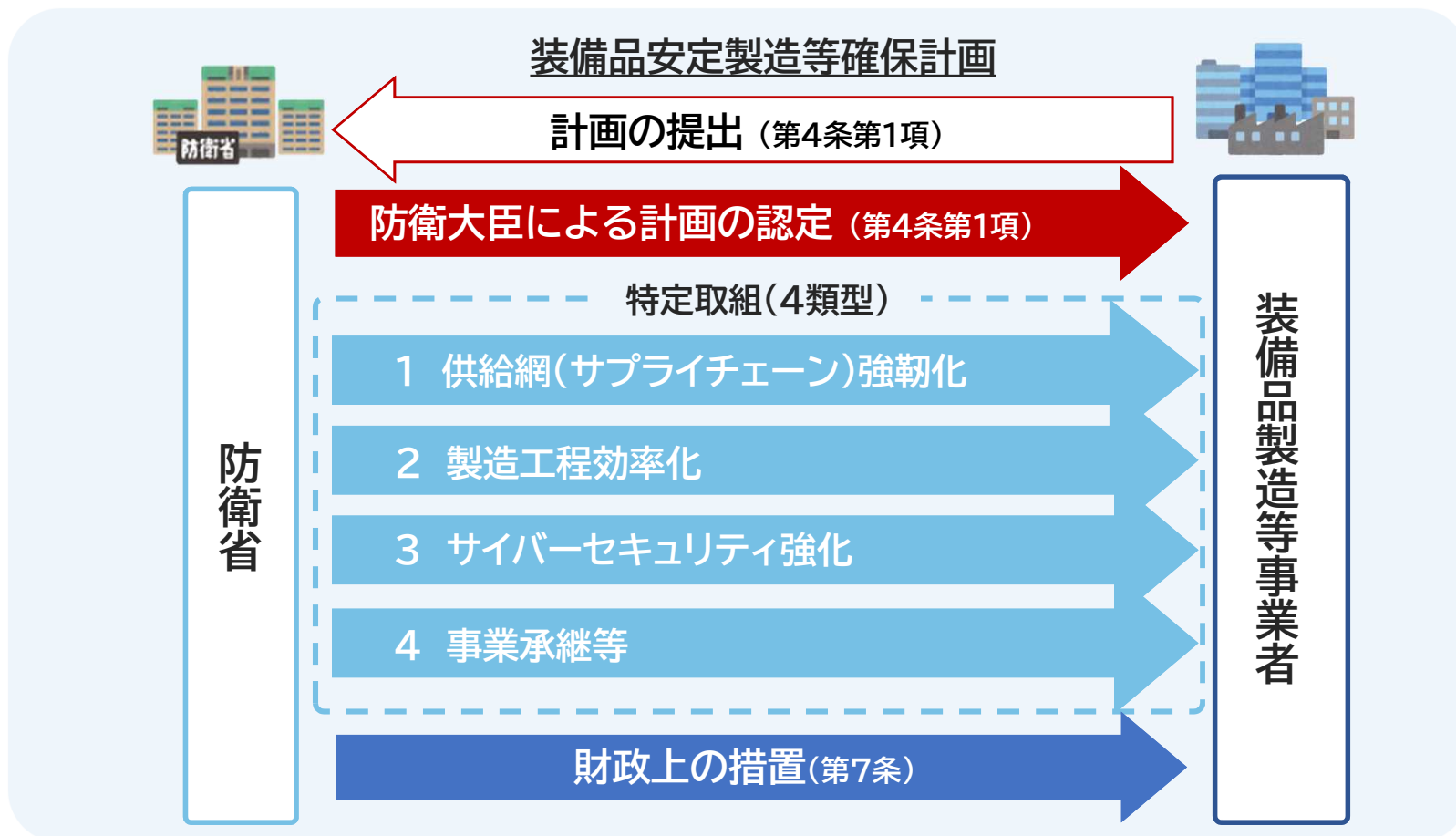
- ・ 装備品等の機微情報の**保全強化**



## Ⅱ 基盤強化の措置(装備品安定製造等確保事業)

## II 装備品安定製造等確保事業

- ◆ 指定装備品等を製造等する事業者※は、装備品等の安定製造等の確保に資する取組(特定取組)に係る計画(装備品安定製造等確保計画)を提出できる
- ◆ 防衛大臣は当該計画について、「装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針」に照らし適切であり、かつ当該計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものについて認定
- ◆ 特定取組が着実に実施されるようにするため、予算の範囲内で財政上の措置を実施



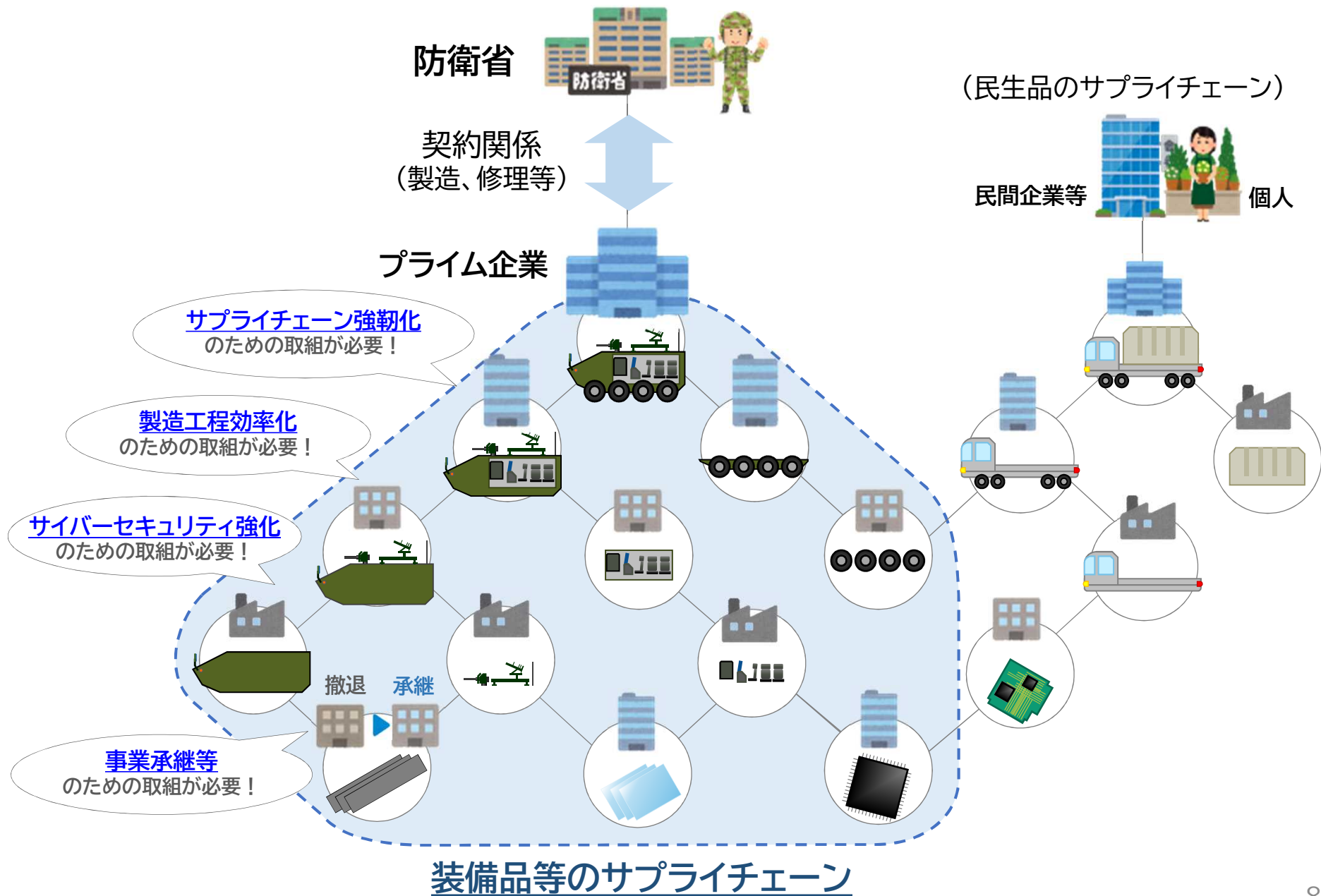
(※)サイバーセキュリティ強化及び事業承継等に係る特定取組については、今後、指定装備品等の製造等を行おうとする装備品製造等事業者を含む

## Ⅱ 装備品安定製造等確保事業(指定装備品等)

※ 下記の装備品等は、[専ら自衛隊の用に供するもの](#)に限る

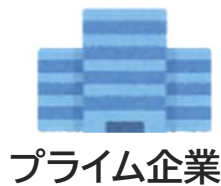
1	武器	火器（小火器、火砲等）、指向性エネルギー兵器、誘導弾発射装置、ロケット弾発射装置、射撃管制装置、光学機器、偽装用器材、欺まん用器材、対C B R N器材、水雷武器、水中音響装置、消磁器材及び掃海器材
2	弾薬類	(1) 火器用弾薬、誘導弾、ロケット弾、爆弾、てき弾、地雷、機雷、魚雷、爆雷及び火工品 (2) 爆薬、信管、火管その他火薬類
3	車両	戦闘用車両（戦車、機動戦闘車、装甲車、自走砲等）、人員・物資輸送用車両、特殊作業用車両及びトレーラ
4	船舶	(1) 自衛艦（護衛艦、潜水艦、掃海艦、ミサイル艇、輸送艦等）、支援船その他の船舶 (2) 船体、船舶用機関、船舶用電気器材、航海機器、船用品及び船体ぎ装品
5	航空機	(1) 戦闘機、哨戒機、輸送機その他の航空機 (2) 機体、航空機用エンジン及び航空機搭載品 (3) 着陸用器材及び地上支援用器材
6	無人機	陸上無人機、無人水上航走体、無人水中航走体及び無人航空機並びにこれらの運用器材
7	宇宙機器	人工衛星
8	通信電子器材	有線・無線送受信装置、衛星通信器材、無線航法装置、レーダー装置、ECM・ESM器材、指揮統制器材、通信保全器材その他の通信電子器材
9	情報システム	電子計算機及びこれに付属する器材並びにソフトウェア
10	施設器材	建設用機械、掘削用機械、道路整備用機械、架橋用器材及び障害敷設・処置器材
11	需品	(1) 誘導弾・船舶・航空機用燃料及び燃料器材 (2) 迷彩服、特殊航空被服、制服その他の被服、個人装具及び落下傘 (3) 救命用器材、浄水装置、天幕その他の野外需品器材 (4) 非常用食糧及び特殊食糧
12	その他	(1) 前各項に掲げる装備品等の電源器材、整備用資器材、計測用器材、試験用器材、教材及び訓練器材 (2) 前各項及び前号に掲げる装備品等の部品・構成品

## Ⅱ 装備品安定製造等確保事業(対象事業者のイメージ)





## II 装備品安定製造等確保事業(スキーム)



プライム企業

指定装備品等の調達契約の締結



防衛省

### 計画の認定



特定取組実施企業

装備品安定製造等確保計画の提出

防衛大臣による計画の認定



防衛省

- 事業者は単独又は共同で計画を作成し、**直接**、防衛大臣に提出  
(防衛省と直接契約関係にない場合、納入先や防衛省との契約関係が分かる資料を添付)

### 特定取組契約の締結(財政上の措置)



特定取組実施企業

認定を受けた計画に係る特定取組契約の締結



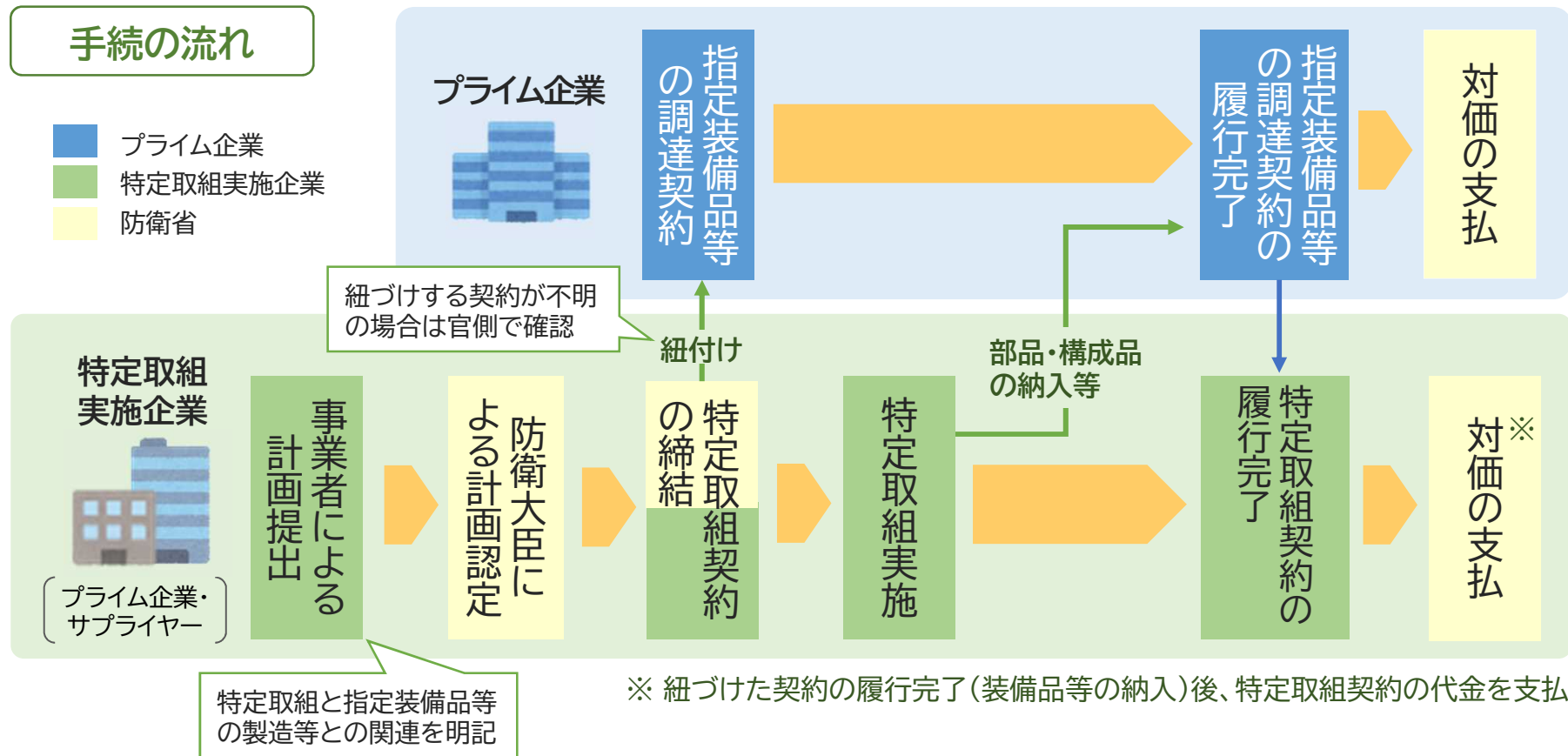
防衛省

- 計画の認定を受けた事業者が、**直接**、防衛省と業務請負契約(随意契約)を締結
- 紐付けした指定装備品等の調達契約の履行完了後、特定取組の代金を支払  
(特定取組契約が、指定装備品等の調達契約に紐付けを行わない場合(調査研究等)は、特定取組実施後に代金を支払)

## II 装備品安定製造等確保事業(特定取組契約)

- ◆ 防衛装備庁と装備品安定製造等確保計画が認定された事業者との間で 当該計画に係る特定取組に関する業務請負契約(特定取組契約)を締結
- ◆ 契約締結の際、特定取組の成果を活用するものとして特定取組契約に紐付けた指定装備品等の調達契約の履行完了後、特定取組の代金を支払

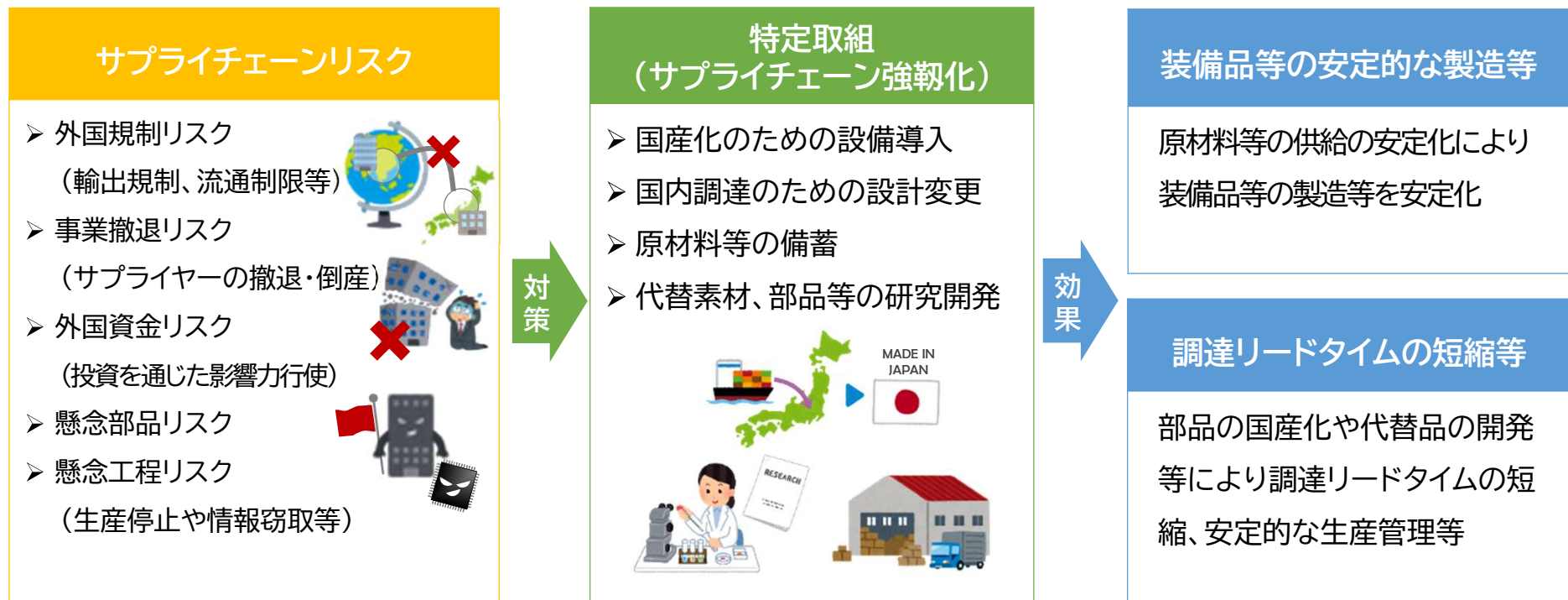
(特定取組契約が、指定装備品等の調達契約に紐付けを行わない場合(調査研究等)は、特定取組実施後に代金を支払)



## II 1. サプライチェーン強靱化

- ◆ 指定装備品等の製造等に必要な原材料等の供給が途絶するおそれが高い場合における以下の取組
  - 供給源の多様化(国産化、代替部品の導入等)
  - 備蓄(原材料等の保管等)
  - 原材料等の使用量減少に資する生産技術導入・開発・改良(代替素材、部品等の導入の研究開発、試験等)

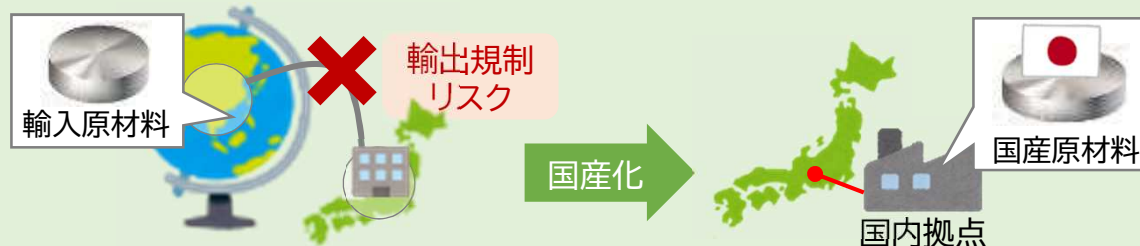
※原材料等 … 原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラム



## II 1. サプライチェーン強靱化 対象事業例(イメージ)

### 原材料等の国産化

- ・ 海外から調達している原材料を国産化



財政措置対象例：  
国産化のための製造設備  
等の導入経費

### 原材料等の備蓄

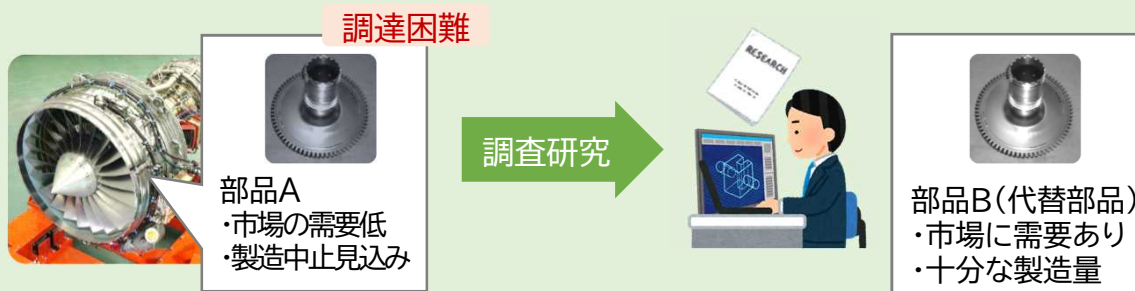
- ・ 供給が途絶する原材料等の所要量を予め調達・保管  
※ 供給源の多様化や代替素材・部品等の開発との経済性等を考慮



財政措置対象例：  
原材料等の購入費

### 代替素材、部品等の研究開発

- ・ 製造中止となる見込みの部品Aに替え、安定した調達が見込める部品Bへの変更に関する調査研究



財政措置対象例：  
研究開発費等

## II 2. 製造工程効率化

### ◆ 指定装備品等の製造等を効率化するために必要な設備の導入

- 最新の製造設備・検査装置等の導入
- 先進的技術の導入 等

※1 初度費等の契約で措置されている場合は対象外

※2 民需と共用の設備も対象。この場合防需活用割合に応じて財政上の措置

#### 装備品等の製造等の課題

多品種少量生産  
+  
設備投資回収期間の長期化等

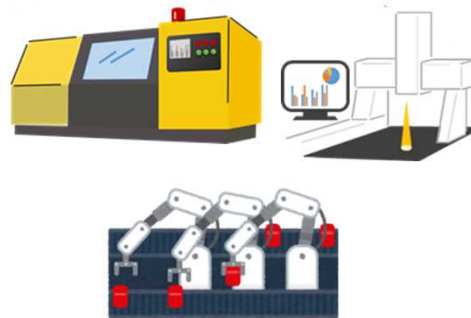
- 設備投資が進まず、既存設備の老朽化・陳腐化
- 社員の高齢化等



対策

#### 特定取組 (製造工程効率化)

- 最新の工作機械の導入
- 人工知能(AI)による自動化
- 積層造形機(3Dプリンタ)等の先端製造技術導入 等



効果

#### 装備品等の製造等の効率化

- 柔軟な製造体制の構築
- 調達コストの低減
- 開発・調達リードタイムの短縮

#### 防衛事業からの撤退抑止

- 省人化・合理化等により、社員の高齢化や既存設備の老朽化・陳腐化等を理由とした防衛事業からの撤退を抑止

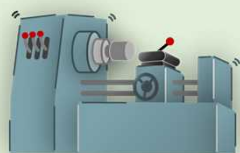
#### 国際競争力の強化

- 装備移転やグローバルサプライチェーンへの参画における国際競争力の強化

## Ⅱ 2. 製造工程効率化 対象事業例(イメージ)

### 最新設備等の導入

- ・老朽化した旧式の工作機械による生産から、最新の工作機械による生産への変更



旧式の工作機械



手作業による測定



マシニングセンター



三次元測定器

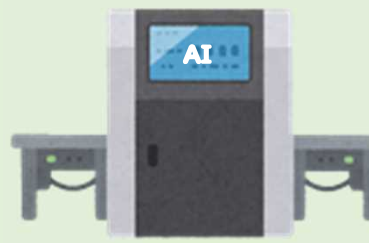
財政措置対象例：  
製造設備等の導入経費

### AIによる検査工程自動化

- ・検査工程において、作業員が良否判定行う目視検査をAIを活用した画像検査に変更



目視検査

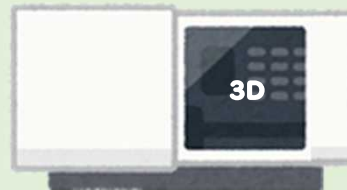


AI画像検査装置

財政措置対象例：  
製造設備等の導入経費

### 先端製造技術の導入

- ・製造工程において、従来の機械加工に替えて、積層造形機(3Dプリンタ)等を導入  
(積層造形機(3Dプリンタ)等の導入による部品代替の実現可能性の調査研究を含む)



3Dプリンタ

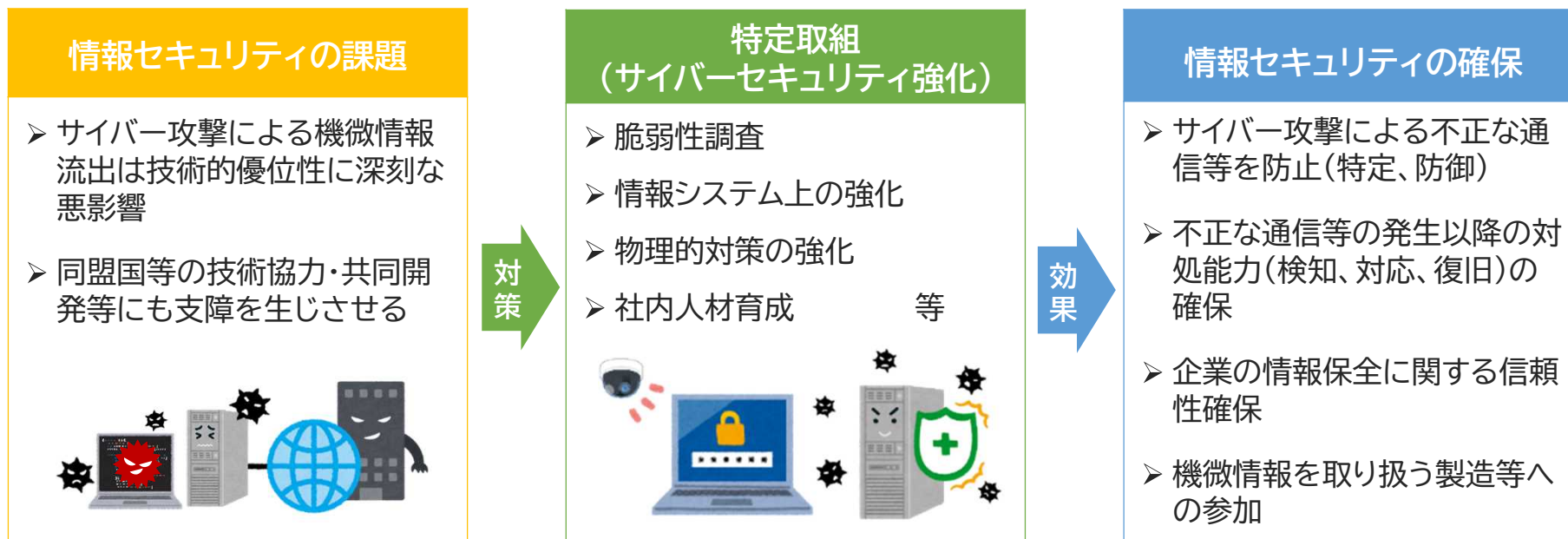
財政措置対象例：  
製造設備等の導入経費  
設備等導入に係る調査研究費



## II 3. サイバーセキュリティ強化

### ◆ サイバーセキュリティの強化 (「防衛産業サイバーセキュリティ基準」に適合するものに限る)

※ 防衛省が指定する「保護すべき情報」を取り扱う事業者(今後、製造等を行おうとする事業者を含む)が対象

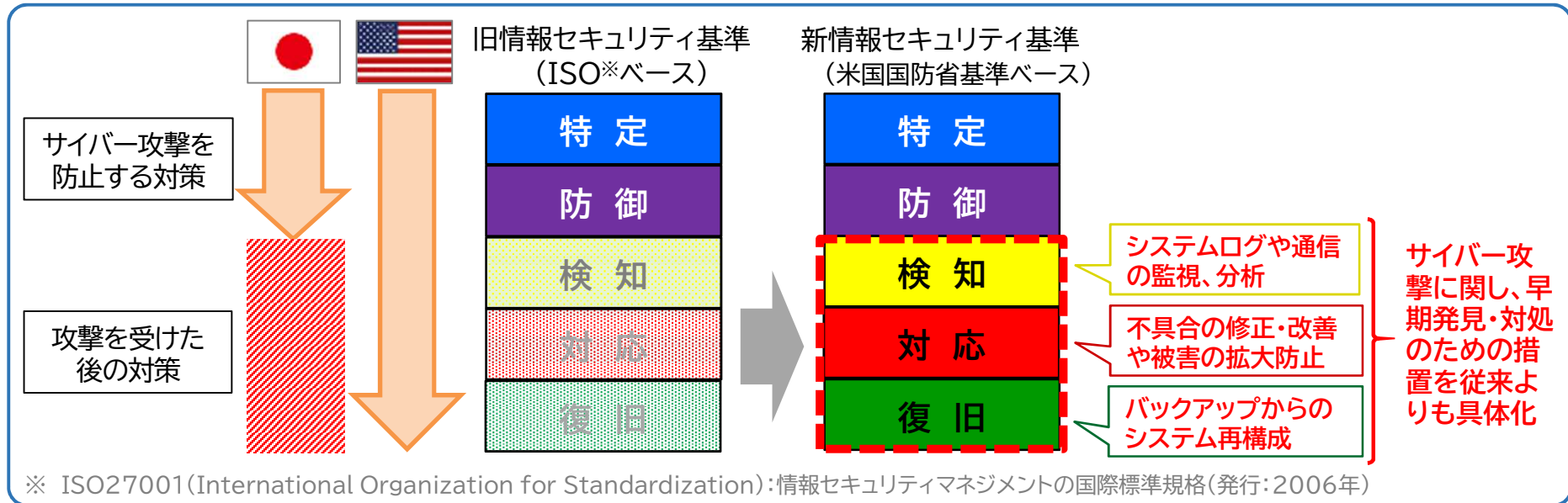


### 対象事業例:

<b>脆弱性調査</b>	<b>情報システム上の強化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・脆弱性調査サービス等の外部委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多要素認証のためのシステム導入費用</li> <li>・常時監視サービス等の外部委託</li> </ul>
<b>物理的対策の強化</b>	<b>社内人材育成</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子錠付入退機器の設置</li> <li>・監視カメラの導入 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ教育 等</li> </ul>

## 【参考】新たな情報セキュリティ基準の策定(防衛産業サイバーセキュリティ基準)

- ◆ 防衛省は、**米国国防省が契約企業に義務付けている基準(NIST SP800-171)と同水準の管理策を盛り込んだ新たな情報セキュリティ基準である「防衛産業サイバーセキュリティ基準」を令和4年3月に整備**



- 米国国防省基準は、国際標準規格であるISO27001で定める情報システムについての管理策よりも多くの管理策をとることを要求
- 従来の対策は、ネットワークの内側と外側で境界を設置し、ファイアウォール等により外部からのサイバー攻撃を遮断する考え方を元に導出されたもの。他方、最近のサイバー攻撃においては、正規ユーザーになりすますなどネットワークの内外に関わらず総合的な対策を講じる必要があるとの考え方が広まりつつある
- そのため、サイバー攻撃による不正な通信等を防止(特定、防御)するための管理策に加え、不正な通信等が起こり得ることを踏まえた平素からの備えや発生以降の対処(検知、対応、復旧)について、より多くの措置をとることを要求している点が特徴

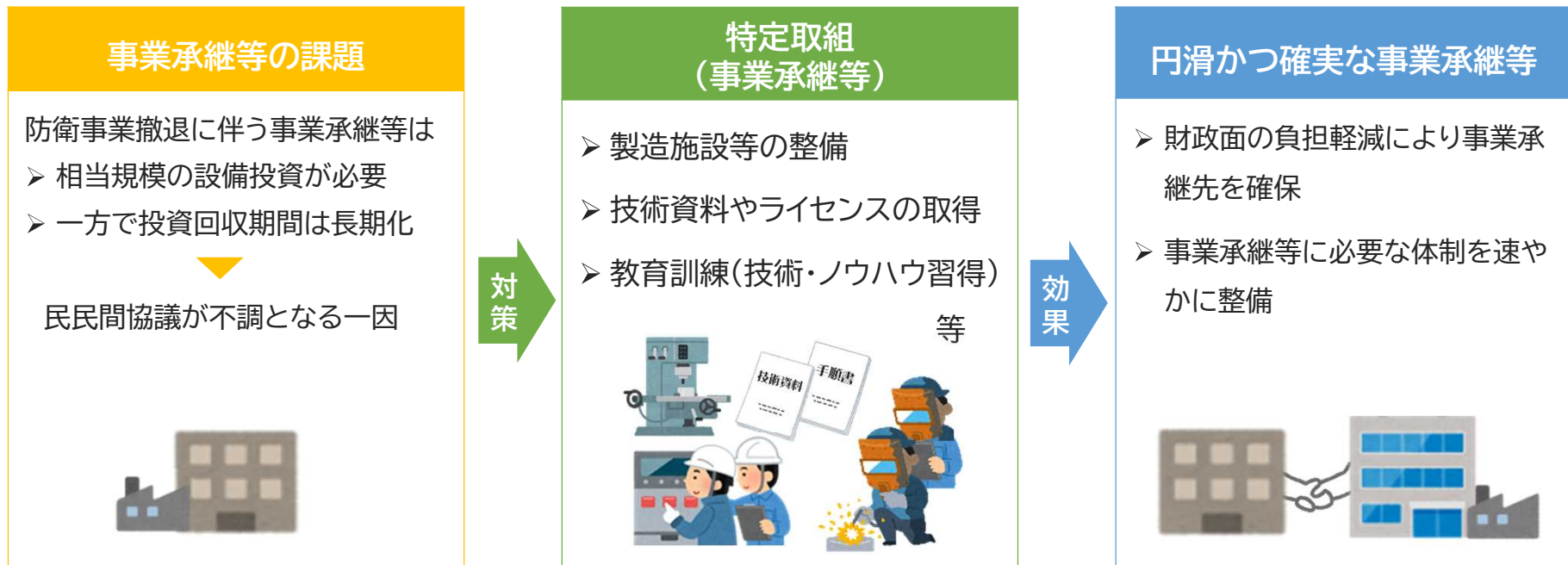


## II 4. 事業承継等

- ◆ 特定の指定装備品等の製造等を行う装備品製造等事業者が事業撤退する場合における
  - ・ 当該事業の全部又は一部の承継
  - ・ 当該事業の新規立ち上げ

※1 初度費等の契約で措置されている場合は対象外

※2 民需と共用の設備も対象。この場合防需活用割合に応じて財政上の措置



### 対象事業例:

製造施設等の整備

設備機械の導入(設置工事等を含む)

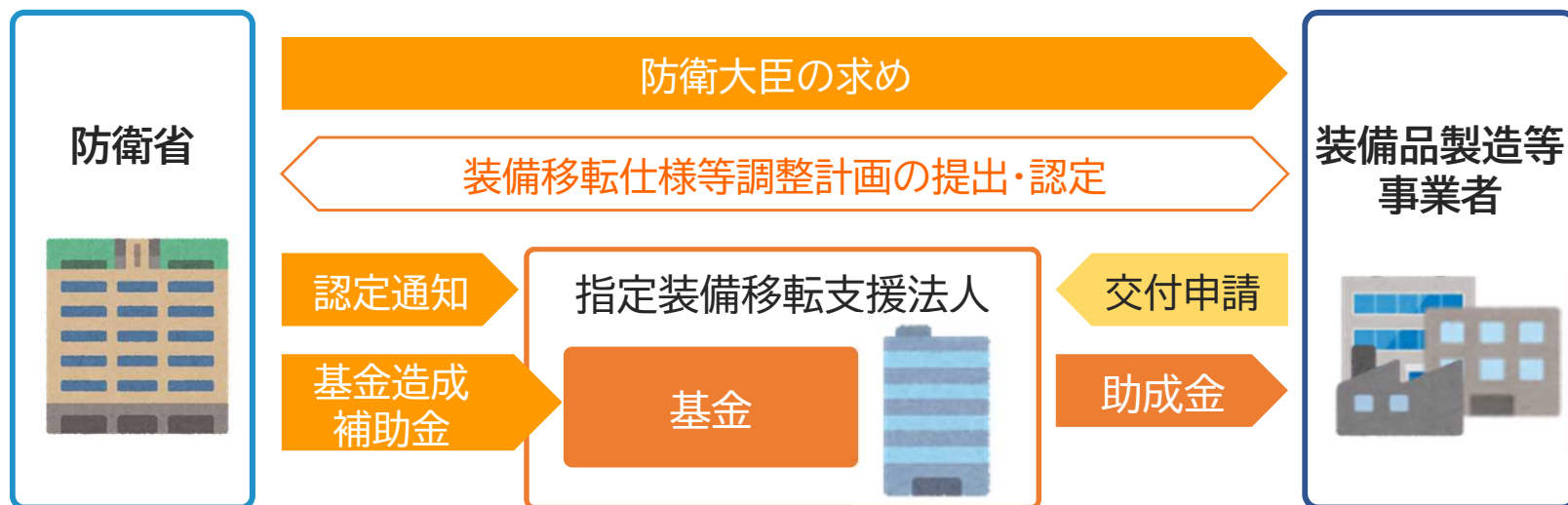
技術資料・ライセンス・認証等の取得

OJT・OFF-JT等の教育訓練

### Ⅲ 装備移転円滑化措置

### Ⅲ 装備移転円滑化措置

- ◆ 外交・防衛政策上の重要な政策ツールである装備移転を官民一体となって進めるとともに、装備移転を円滑に実施するため、**基金を造成**
- ◆ 企業は、装備移転を安全保障上の観点から適切なものとするため、防衛大臣の求めに応じ、**装備移転仕様等調整計画**を作成・提出し、**防衛大臣の認定**を受けることができる
- ◆ 企業は認定を受けた場合、装備移転仕様等調整に必要な資金が**基金から助成**される  
(なお、失注した場合でも、装備移転仕様等調整に要した費用の返還は不要)
- ◆ 防衛大臣は、助成金の交付及び装備移転仕様等調整に関する照会・相談・助言等の業務を行わせるため、**指定装備移転支援法人**を指定



#### 装備移転仕様等調整

安全保障上の観点から適切なものとするために防衛大臣が求める以下の措置

移転先に適した水準の仕様や性能とするための調整・設計変更

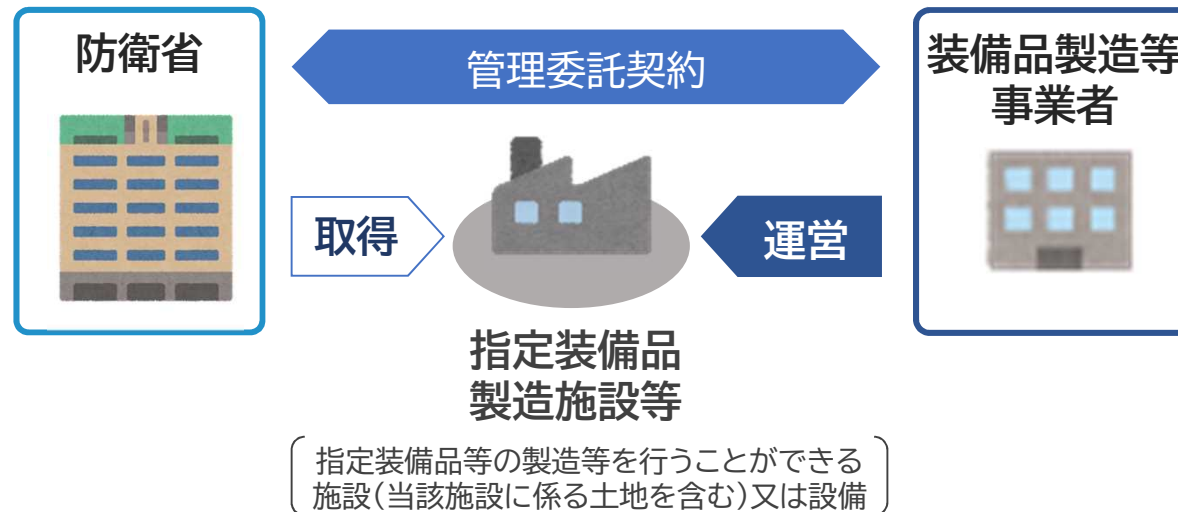
内部構造や動作原理の秘匿化(ブラックボックス化)

等

## IV 製造施設等の国による保有

## IV 製造施設等の国による保有

- ◆ 防衛大臣は、特定取組等によっても、指定装備品等の適確な調達を図ることができないと認める場合、**指定装備品製造施設等**の取得(新規建設を含む)を行うことができる
  - ・ 事業承継等の特定取組によっても事業承継先がない場合
  - ・ 事故や災害等により工場が滅失し、事業を再建する企業体力がない場合 等
- ◆ 取得した指定装備品製造施設等については、指定装備品等の製造等を行わせるため、当該指定装備品等の製造等を行う事業者**に管理を委託**



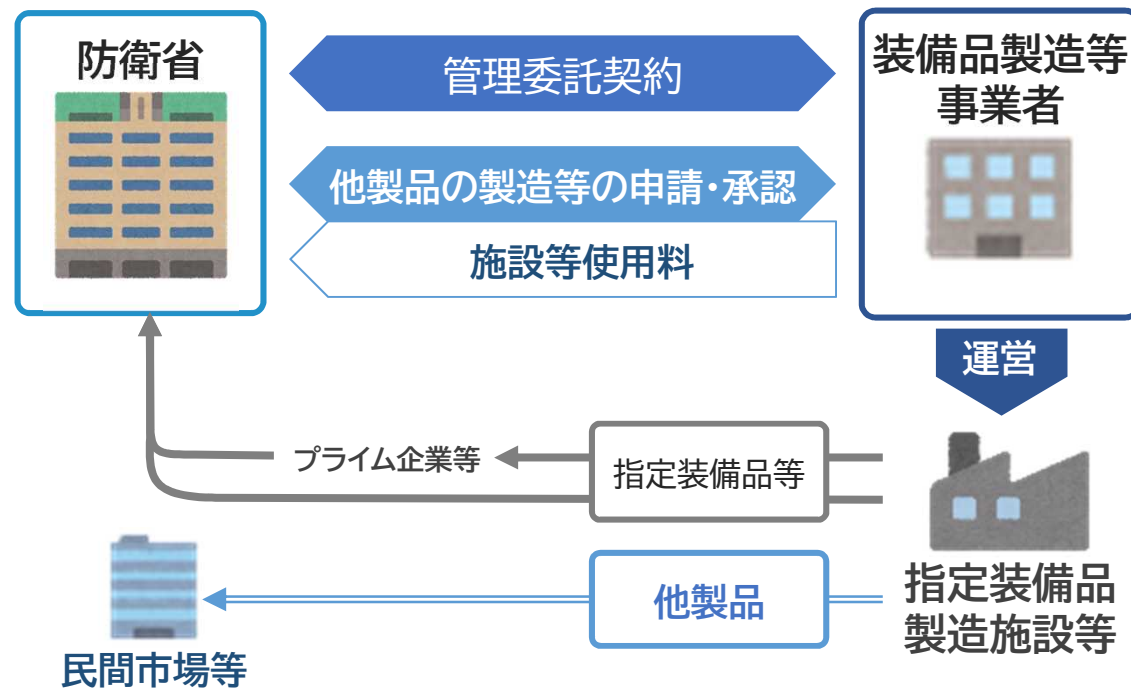
事業者の固定費負担等の軽減を図りつつ、国内基盤を維持

### 【参考】米国における事例

- ▶ 米陸軍 Joint Systems Manufacturing Center
- ▶ 米空軍 USAF Plant 4
- ▶ 製造：M1・ストライカー等
- ▶ 製造：F-35
- ▶ 委託先：General Dynamics Land Systems社
- ▶ 委託先：ロッキード・マーチン社

## IV 製造施設等の国による保有(他製品の製造等)

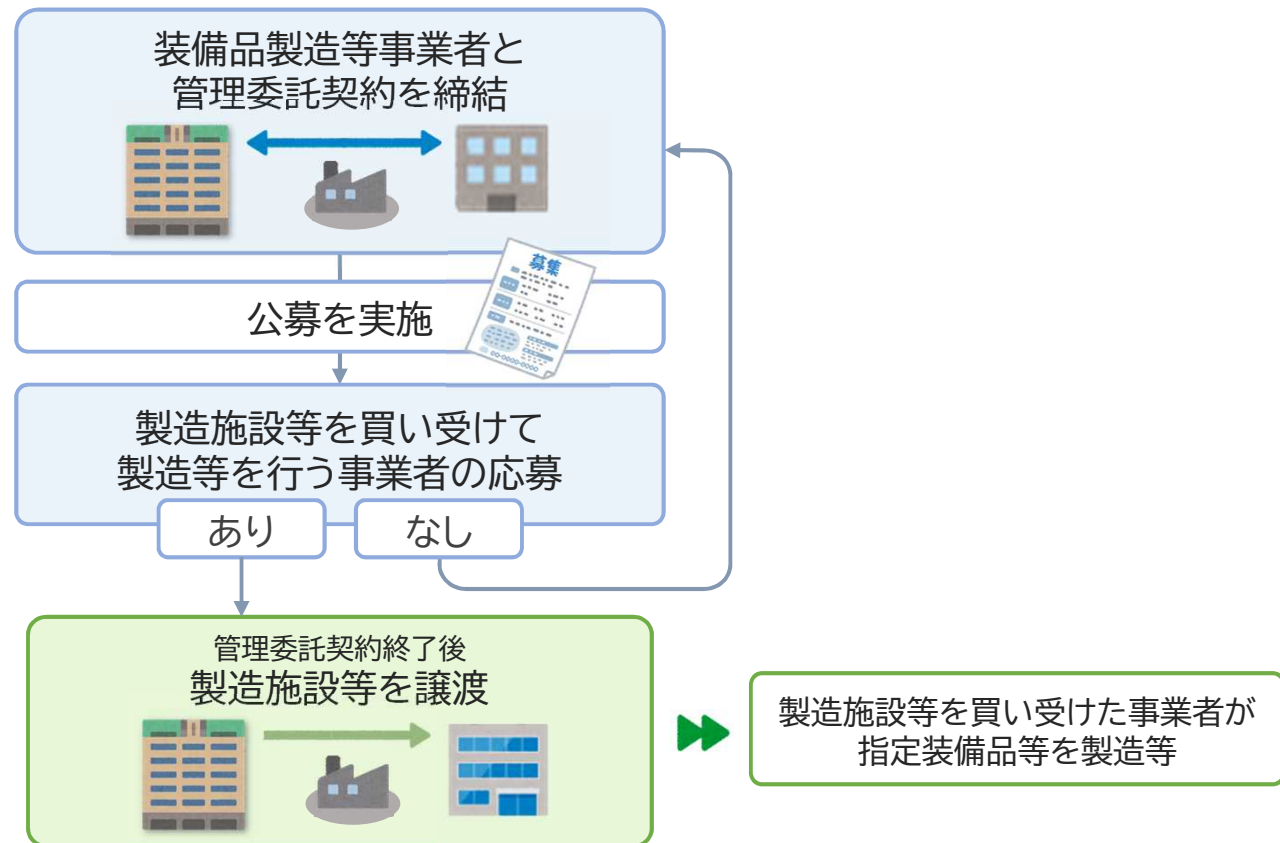
- ◆ 事業者は、防衛大臣の承認を得て、管理委託を受けた製造施設等において他製品(指定装備品等以外の製品)の製造等が可能
  - ・ 指定装備品等の製造等に支障を生じない範囲で行うこと
  - ・ 指定装備品等の製造等を行う期間を超えないこと
  - ・ 他製品の製造等に係る製造施設等の使用料を防衛省に納めること



※ 他製品の製造等の承認があった場合でも、緊急的に指定装備品等の需要が発生した際は、指定装備品等の製造等を優先

## IV 製造施設等の国による保有(指定装備品製造施設等の譲渡)

- ◆ 法律上、取得した製造施設等については、できるだけ早期に、当該製造施設等を用いて指定装備品等の製造等を行うことができる事業者<sup>(1)</sup>に譲渡する努力義務が定められている
- ◆ 管理委託契約の期間満了前に、製造施設等<sup>(2)</sup>を買い受けて指定装備品等の製造等を行う事業者の公募<sup>(3)</sup>を行い、適正な事業者からの応募があった場合は、製造施設等を譲渡(なお、買い受ける事業者が決まった場合でも、既存の管理委託契約の契約期間中は、引き続き指定装備品等の製造等を行うことが可能)

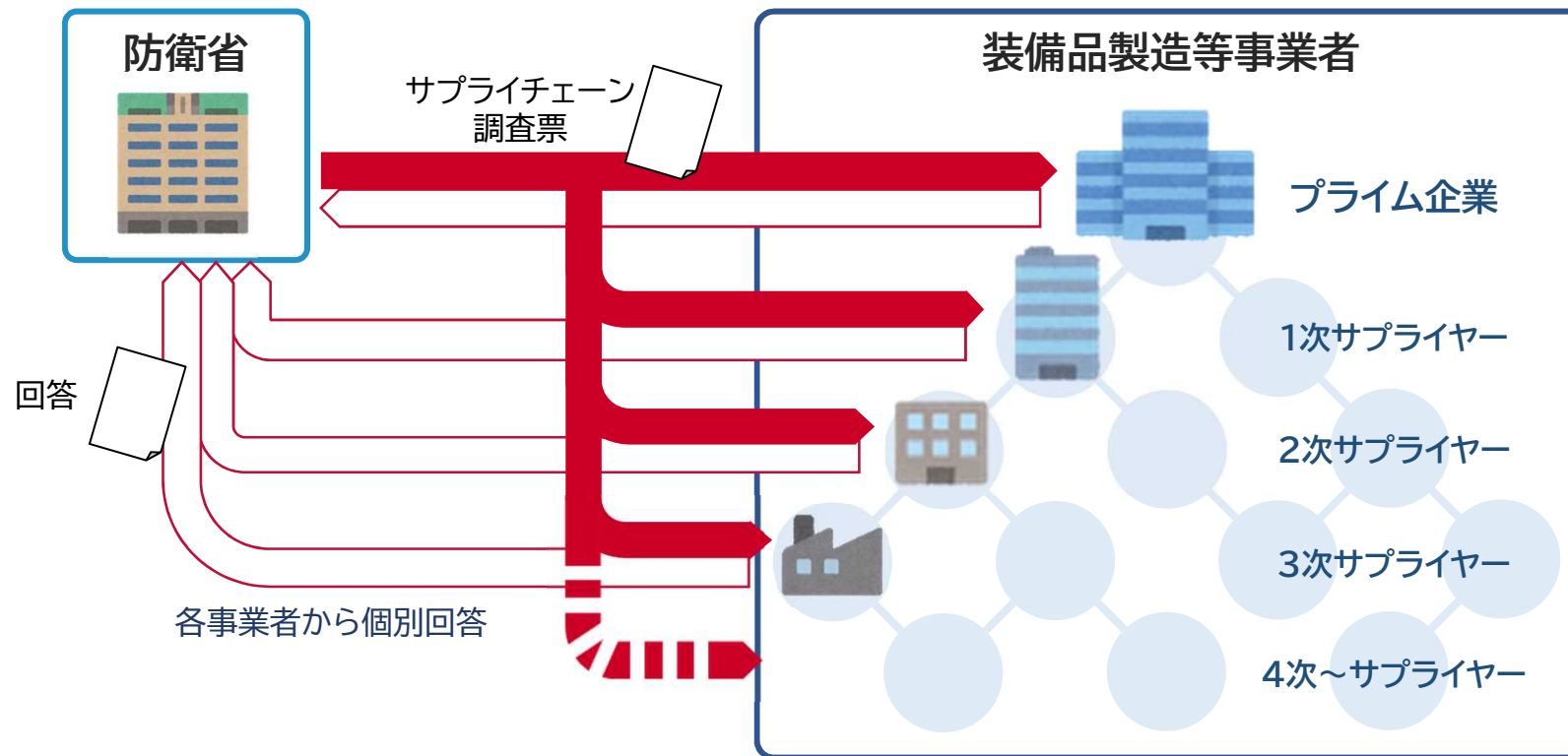


## V サプライチェーン調査



## V サプライチェーン調査

- ◆ 防衛大臣は、装備品等の安定的な製造等の確保を図るため、装備品製造等事業者に対しサプライチェーン調査を行うことができる
- ◆ 装備品製造等事業者は、調査に対する回答の努力義務が定められている
- ◆ 調査によって知り得た秘密を漏洩・盗用した職員には、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金が処せられる



サプライチェーンリスクを把握し、基盤強化の措置等を実施

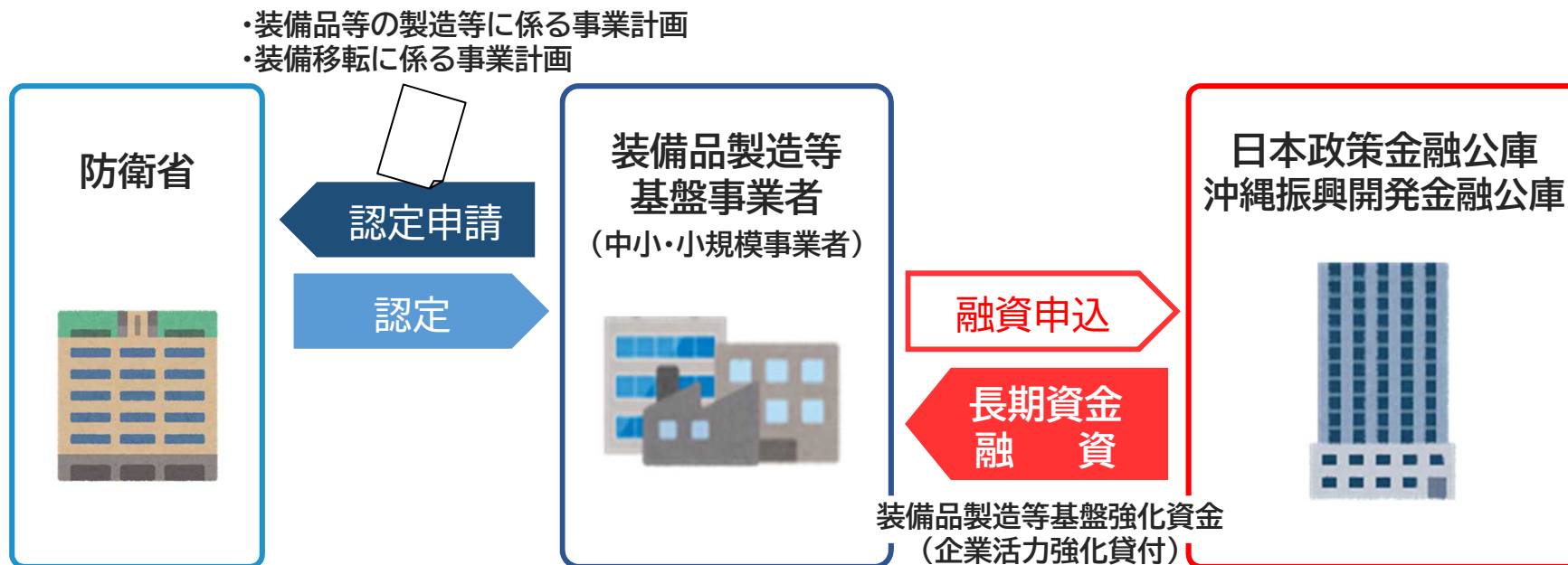
## VI 資金の貸付け

## VI 資金の貸付け

- ◆ 防衛生産基盤強化法を踏まえ、防衛産業の中小・小規模事業者向け長期資金融資制度を創設

### 装備品製造等基盤強化資金

- ・ 装備品等の製造等や装備移転を行おうとする中小・小規模事業者は、その資金を借りたい事業の計画を防衛大臣に提出し、認定を受けることができる
  - ・ 認定を受けた事業者(装備品製造等基盤事業者)は、**日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫**による**特別貸付制度**の対象者となる
- ※ 融資の可否・額・条件については、認定に係る審査とは別途の審査により判断される

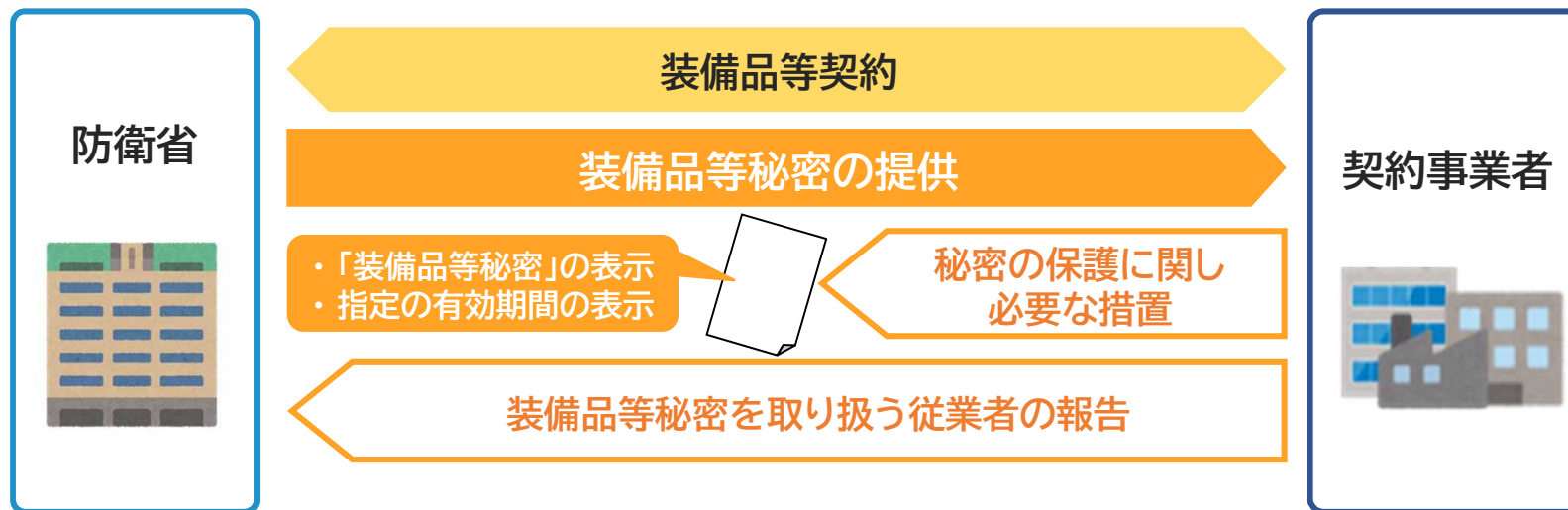


防衛産業を金融面から支援する施策を実施

## VII 装備品等契約における秘密の保全措置

## Ⅶ 装備品等契約における秘密の保全措置

- ◆ 令和6年4月1日から、契約事業者に対し、防衛省から秘密情報(省秘)を提供する際、これを「**装備品等秘密**」に指定
- ◆ 契約事業者は、装備品等契約に従い、装備品等秘密を取り扱う従業員の報告や装備品等秘密の保護に関し必要な保全措置を講ずる
- ◆ 装備品等秘密を故意に漏洩した従業員等には、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が処せられる(企て、教唆及び幫助をした者も同様に処罰)



従来の契約上の守秘義務から、法律上の守秘義務にすることにより、  
これまで以上に防衛産業の保全強化を図る